意見書案第１４号

義務教育費の財源確保等に関する意見書

義務教育について国が必要な経費を負担する義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、これまで我が国の義務教育制度を財政面から支える重要な役割を担ってきた。

しかしながら、本制度は昭和６０年以来、国と地方の役割分担、国と地方の財政状況等を踏まえ、制度改革及び歳出抑制の観点から見直されてきており、平成１８年度からは小中学校の教職員給与費の国庫負担割合が、２分の１から３分の１へと引き下げられているところである。

一方、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む国と地方の税財政の在り方を見直すことは、今後の「第二期地方分権改革」を実現するために必要不可欠であるが、現状では、自主的・自律的な事務や権限を担うことができるような税源移譲や権限移譲など改革の全体像が明確になっていない。

このような状況の中、地方の財源確保策が不十分なまま義務教育費国庫負担制度が廃止され全額一般財源化された場合には、現行教育制度の根幹を揺るがすと同時に地方財政を圧迫し、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、義務教育に係る予算について、地方財政を圧迫するような負担転嫁とならないよう財源を確保するとともに、教科書無償制度を堅持し保護者の負担軽減を図るなど、行き届いた豊かな教育の実現に向けて特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣　　あて
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

意見書案第１５号

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済は、企業の収益改善に伴う設備投資の安定基調により、史上最長といわれた「いざなぎ景気」を超える緩やかな景気回復を維持しながらも、昨今の米国経済の減速や、原油・原材料価格の高騰などの影響を受け、先行きの不透明さが懸念されている。

一方、雇用情勢においては、完全失業率は下降傾向にあるものの、正規社員等の安定した雇用形態における有効求人倍率は依然として低い水準となっており、パートタイム労働者、派遣労働者等の非正規労働者の比率は年々上昇し、社会全体における賃金格差が問題となっている。このような労働者の労働条件を改善し、生活の安定を図るためにも最低賃金の引上げが強く望まれる。

よって、国におかれては、平成２０年度の神奈川県最低賃金の改定に当たり、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

1　最低賃金の改定については、企業・労働者間における収益の分配率を見直し、一般労働者の水準に見合うものとするよう、早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問すること。

2　神奈川地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の周知徹底を図ること。

3　総枠としての最低賃金論議においては、格差の現実や少子高齢化に伴う労働力人口の減少を踏まえ、ワークライフバランスの実現に向けた社会基盤づくりを強化するなどの適切な対応を早期に示すこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内閣総理大臣　　あて
総 務 大 臣
厚生労働大臣
神奈川労働局長

意見書案第１６号

携帯電話リサイクルの推進を求める意見書

レアメタルを含む非鉄金属は我が国の産業競争力の要とも言われており、その安定確保は我が国の産業にとって重要な課題である。しかしながら、近年、国際価格の高騰や資源獲得競争の激化により、その確保に懸念が生じている。

このような状況を受け、資源エネルギー庁に設置された「資源戦略研究会」が平成１８年に取りまとめた報告書「非鉄金属資源の安定供給確保に向けた戦略」では、使用済み製品に使われたレアメタルの再利用推進が重視されている。中でも、普及台数が１億台を超えている携帯電話には、リチウム、希土類、インジウム、金、銀等が含まれており、使用済みの携帯電話は、他のレアメタル等を含む使用済み製品とともに、「都市鉱山」として適切な処理と有用資源の回収が期待されている。

しかし、使用済み携帯電話の回収実績は平成１２年度の約１，３６２万台をピークに減少傾向が続いており、平成１８年度には約６６２万台に半減している。回収率向上のための課題として、携帯電話ユーザーへのリサイクル方法の情報提供、携帯電話のリサイクル活動を行うＭＲＮ（モバイル・リサイクル・ネットワーク）の認知度向上、ＡＣアダプター等の充電器を標準化することによる省資源化等が指摘されているところである。

よって、国におかれては、使用済みの携帯電話の適正な処理とレアメタル等の有用な資源の回収促進を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

１　携帯電話の買換え・解約時において、ユーザーに対して販売員からリサイクルの情報提供を行うことを定める等、携帯電話の回収促進のために必要な法整備を行うこと。

２　携帯電話ユーザーに対する啓発、携帯電話回収促進につながる企業・団体の取組を支援する施策を行うこと。

３　ＡＣアダプター等充電器の標準化や取扱説明書の簡略化等による省資源化を実現すること。

４　レアメタル等の高度なリサイクル技術の開発に加え、循環利用のための社会システムの確立を目指すこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内閣総理大臣　　あて
総 務 大 臣
経済産業大臣
環 境 大 臣
資源エネルギー庁長官

意見書案第１７号

子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書

女性のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約８,０００人が子宮頸がんと診断され、約2,５００人が亡くなっている。

子宮頸がんの特徴の一つは、発症年齢の低さで、発症のピークは年々低年齢化しており、１９７８年頃は５０歳以上だったのに対し、１９９８年には３０代になり、２０代、３０代の若い女性の子宮頸がんが増加傾向にある。

もう一つは、子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルス（ＨＰＶ）による感染ということである。８割近くの女性が一生のうちにＨＰＶに感染すると言われているものの感染した女性がすべて発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症すると考えられている。このＨＰＶ感染を予防するワクチンの研究開発が進み、２００６年６月に米国で承認されたのをはじめ、現在までに８０か国以上の国で承認されている。つまり、子宮頸がんは「予防可能ながん」ということになる。

しかし、まだ我が国ではこの予防ワクチンが承認されておらず、速やかな承認への期待が高まっている。

よって、国におかれては、子宮頸がんの予防・早期発見のための取組を推進するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

１　子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めること。

２　女性の一生においてＨＰＶ感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることをかんがみ、予防ワクチンが承認された後は、その普及を図るための施策を推進すること。

３　我が国におけるワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対策を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長　　あて
内閣総理大臣
総　務　大　臣
厚生労働大臣